主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人江口三五の上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰するから刑訴四 〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきもの とは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	澤	田	竹	治	郎
裁判官	眞	野			毅
裁判官	流	藤	悠		輔